

令和8年坂祝町議会
第2回定例会 議案

令和8年6月2日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- 議案第20号 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 坂祝町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 令和8年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第25号 令和8年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 同意第4号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第5号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第6号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第7号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第8号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第9号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第10号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第11号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第12号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第13号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第14号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第15号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第16号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第17号 坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第20号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和8年6月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が公布され、自動車等の使用に係る通勤手当の額などの一部規定が人事院規則に委任されたことに伴い、関係規定を改正するものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル</p>

ル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

ル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

<u>テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員</u> 59,600円	
<u>ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員</u> 63,000円	
<u>ナ 使用距離が片道100キロメートル以上</u> 66,400円	
(3) (略)	(3) (略)
3～9 (略)	3～9 (略)

附 則
この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第21号

坂祝町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の旅費に関する条例の一部を改正するものとする。

令和8年6月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、本町の旅費規定においても令和7年4月1日より宿泊を伴う出張の際の実費相当額を補填する「宿泊手当」の導入等の改定を行いましたが、一部に従来の「日額旅費」に係る規定が残存しています。

そのため、実態に即した「宿泊手当」への完全移行を行うとともに、重複する「日額旅費」の規定を削除・整理することで、支給基準を明確化するものです。

<p>別表(第15条～第17条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 表中については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定の例による。</p>	<p>合には、別表の宿泊手当の2分の1以内において町の規則で定める額の旅費</p> <p>別表(第15条～第17条、第19条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 表中については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定の例による。</p>
--	---

【別記1】

改正後

区分	宿泊手当(1夜につき)	宿泊費(1夜につき)
町長等	定額	実費(上限有り)
7級以下の職務にある者		実費(上限有り)

改正前

区分	宿泊手当(1日につき)	宿泊費(1夜につき)
町長等	定額	実費(上限有り)
7級以下の職務にある者		実費(上限有り)

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第22号

坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものとする。

令和8年6月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）の施行に伴い、坂祝町消防団員等公務災害補償条例に定める葬祭補償の額を改めるものです。

坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町消防団員等公務災害補償条例（昭和45年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000</u> 円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000</u> 円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂祝町消防団員等損害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた坂祝町消防団員等損害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第23号

坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町印鑑条例の一部を改正するものとする。

令和8年6月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行等に伴い、所要の改正をするものです。

坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町印鑑条例(昭和50年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。)に、<u>個人番号カード、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用し、暗証番号(公的個人認</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。)に、<u>個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用し、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分は、公布の日から施行する。

議案第24号

令和8年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和8年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和8年6月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第25号

令和8年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和8年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和8年6月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

同意第4号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町大針

氏 名 みしな えいじ
三品 栄二

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第5号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町取組

氏 名 みしな ゆきのり
三品 幸範

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第6号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町酒倉

氏 名 おぐり まさゆき
小栗 正幸

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第7号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町酒倉

氏 名 おぐり たけはる
小栗 武晴

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第8号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町酒倉

氏 名 むらた のぶあき
村田 展章

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第9号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町酒倉

氏 名 かねまつ 兼松 かずゆき 和幸

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第10号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町黒岩

氏 名 かねまつ あきこ
兼松 明子

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第11号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町勝山

氏 名 もり しんご
森 新悟

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第12号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町深萱

氏 名 よこまく 横幕 さとし 哲志

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第13号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町深萱

氏 名 わたなべ かずひろ
渡邊 和廣

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第14号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町大針

氏 名 まつだ けんじ
松田 賢治

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第15号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町黒岩

氏 名 すずき ゆみ
鈴木 友美

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第16号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町酒倉

氏 名 かねまつ のぶゆき
兼松 伸行

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

同意第17号

坂祝町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 坂祝町大針

氏 名 うすだ みほ
白田 実穂

任 期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで